

## 水源環境保全・再生かながわ県民会議 施策調査専門委員会 設置要綱

## (設置)

第 1 条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第 6 条第 1 項に基づき施策調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること
- (2) 施策の点検・評価に関すること
- (3) 施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること

## (委員)

第 3 条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第 6 条第 2 項から第 6 項の規定による。

## (会議)

第 4 条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

## (会議の公開)

第 5 条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

## (庶務)

第 6 条 専門委員会の庶務は、環境農政局水・緑部水源環境保全課において処理する。

## (雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。